

国立研究開発法人物質・材料研究機構

共催・後援名義等取扱規程

平成28年12月20日

28規程第139号

改正：令和3年 4月27日 2021規程第44号

改正：令和5年 2月28日 2023規程第42号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が、団体又は個人（以下「団体等」という。）の主催する事業について、共催、後援、協賛及びこれに類する名義（以下「共催等」という。）を行う場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 共催 団体等が主催する事業について、機構が共同して開催することをいう。
- (2) 後援 団体等が主催する事業について、機構がその趣旨に賛同し、機構の名義の使用を認めることをもって支援することをいう。
- (3) 協賛 団体等が主催する事業について、機構は事業の企画及び実施に直接参画しないが、機構が事業に係る経費等を負担することをいう。
- (4) これに類する名義 その他特に主催者の要望がある場合

(使用許可基準)

第3条 共催等に関する機構名義の使用については、団体等の主催する事業が次の各号に該当する場合に限り、許可するものとする。

2 事業を主催する団体等が次の各号のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国の機関
- (2) 地方公共団体及びその機関
- (3) 教育研究機関及びその連合体
- (4) 学術団体
- (5) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人及びこれに準ずる団体を除く。）
- (6) その他、理事長が適当と認めるもの

3 団体等の主催する事業が次の各号に該当するものであること。

- (1) 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発の普及啓発に寄与すること。
- (2) 主催者側が行事等を開催するための事務組織を有するとともに、必要な資金を確保することができること。
- (3) 行事等を開催するための計画が作成されており、かつ、行事等の運営方法が公正であること。
- (4) 行事等の実施にあたって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置が講じられていること。
- (5) 営利を主たる目的とせず、かつ、特定の団体等の宣伝に利用されるおそれがないこと。
- (6) 特定の宗教的色彩の強い行事等を含まないこと。

(事業支援)

第4条 理事長が特に必要と認める場合を除き、機構は、当該事業に係る経済的支援は行わない。

- 2 前項において、理事長が特に必要と認め分担金等の経済的支援を行う場合においては、他の団体との経費の負担区分を明確に定めるものとする。

(使用許可申請)

第5条 機構の名義の使用許可を希望する団体等の代表者等（以下「申請者」という。）は、別紙1の名義使用許可申請書に、次の各号に掲げる書類等を添えて、機構に申請し、その許可を受けなければならない。

- (1) 定款、会則等
- (2) 役員等名簿
- (3) 事業実施に関する書類（実施計画と事業に係る収支予算案を含む。）
- (4) その他必要な書類

(決定)

第6条 機構は、前条第1項の使用許可申請があったときは、共催等の承認又は不承認を決定するものとする。

- 2 機構は、共催等の承認又は不承認を決定したときは、別紙様式2又は別紙様式3により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第7条 申請者は、申請書に記載した事項に変更があったときは、直ちに機構に届け出なければならない。

(指導及び監督等)

第8条 機構は、許可等をした後において、主催者等がこの規程に反する行為を行わないよう、必要に応じて指導及び監督を行うものとする。

- 2 機構は、主催者等が、この規程に反する行為を行っていると認めるときは、速やかにその是正

を勧告するものとする。

(許可の取消)

第9条 機構は、次の各号の一に該当すると認めるときは、名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可等の申請に虚偽があったとき。
- (2) 団体等が主催する事業等において機構の信用を傷つける行為を行ったとき。
- (3) 主催者等が前条第2項の勧告に従わなかったとき。

2 前項の規定により許可等の取消しを行う場合は、別紙様式4により通知するものとする。

(報告)

第10条 機構は、必要に応じ、主催者等より行事の終了時に当該行事等に関する開催結果説明を聴取することがある。

(事務)

第11条 名義の使用許可に関する事務は、国際・広報部門広報室において処理する。

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。

附 則 (令和3年4月27日 2021規程第44号)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月28日 2023規程第42号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。